

刑法の正解及び配点

満点 50

問	No	解答	配点	備 考	問	No	解答	配点	備 考
1	1	4	2		12	22	1	2	
2	2	2	4	4問正解で 部分点2点	13	23	3	2	
	3	1			14	24	4	2	
	4	2			15	25	1	2	
	5	2			16	26	1	3	順 不 同 (部分点なし)
	6	2				27	5		
3	7	2	3	順 不 同 (部分点なし)	17	28	2	3	順 不 同 (部分点なし)
	8	4				29	5		
4	9	1	2		18	30	3	2	
5	10	5	2		19	31	5	2	
6	11	2	3	順 不 同 (部分点なし)	20	32	2	4	4問正解で 部分点2点
	12	3				33	2		
7	13	4	2			34	2		
8	14	5	2			35	2		
9	15	2	4	4問正解で 部分点2点		36	1		
	16	1							
	17	1							
	18	2							
	19	1							
10	20	4	2						
11	21	2	2						

【問題文修正箇所および解説】

※刑法第2編「罪」（いわゆる各論）の現表記「懲役若しくは禁錮」表記は、令和7年6月16日までに「拘禁刑」に改められる。そこで本解説では、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」としてまとめて解説している。

①第7問：選択肢エ、および第11問：選択肢3

・修正前：強制性交→修正後：不同意性交

※なお、選択肢の正誤に影響は生じない。

②第12問

出題時：侮辱教唆罪が成立することはない→問題修正：侮辱教唆罪が**成立する**

<解説>

刑法64条及び231条参照

- ・64条：「**拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は～罰しない**」
- ・旧法231条：「～人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する」
- ・法231条：「～1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金～」
→旧法と異なり、現行法だと、侮辱の教唆行為は罰せられる。

→侮辱罪（231条）の法定刑に、令和4年改正で**拘禁刑および罰金**が追加

そのため、問題文を改めたうえで出題した。

※なお、解答に変更はなく、アは正しい選択肢との結論に変更ない。